

必要雇用人数の算定方法

次の計算方法で算出された人数以上を雇用していることが必要です。
ただし、算出された人数が1人未満のときは、1人とします。

【計算式】

認証を受けようとする事業所における従業員数 × 2.5%

※算出された数の小数点以下は切り捨てます。

区分	企業規模 (従業員数)	雇用すべき人数	人数の換算方法(対象者1人当たり)		
			一般労働者 (週30時間以上)	短時間労働者 (週20時間以上 30時間未満)	特定短時間労働者 (週10時間以上 20時間未満)
インクルーシブ雇用対象者 (分子)	80人未満	1人	1人	1人	0.5人
	80人以上	従業員数 ×2.5% (小数点以下切 り捨て)	1人	0.5人	0.5人
従業員数 (分母)	全て		1人	0.5人	-

※R8.2現在の障害者法定雇用率(2.5%)を基準とした場合となります。

<現に継続雇用中の者の取扱い>

対象者は、新規雇用者に限りません。認証申請時に現に雇用している者も対象となります。

ただし、対象となる就労困難者になった原因が、明らかに企業等の責めによると認められる者は除きます。

<対象者が認証期間途中で対象外となつた場合の取扱い>

雇用時に対象であった者は、その後に対象外となつた場合でも、対象外となつた日から3年又は6年間は、雇用が継続しているときに限り対象者として扱います。ただし、年齢到達などの理由で対象となる子がいなくなつたひとり親については、この限りではありません。

【認証期間途中で対象外となる例】

障害者手帳を持たない障害者	難病患者	ニート・ひきこもり	ひとり親	雇用前の直近1か年に正規雇用労働者として雇用されていない就職氷河期世代
途中で障害者手帳を取得 ↓ 手帳取得日から3年間は対象とみなします。	途中で寛解又は障害者手帳を取得 ↓ 寛解日・手帳取得日から3年間は対象とみなします。	雇用日に対象外となります ↓ 雇用日から6年間は対象とみなします。	途中で婚姻 ↓ 婚姻日から3年間は対象とみなします。 ※子が15歳(障がいのある子においては18歳)に到達したときはこの例に該当しません。	雇用日に対象外となります ↓ 雇用日から3年間は対象とみなします。